

空き家・空き地バンクチェックリスト(利用者用)

※利用希望者登録をする前にご確認ください

利用希望者登録	空き家等の利用により只見町に定住または定期的な滞在を希望します	<input type="checkbox"/>
	(1)(2)のいずれかに該当 (1)経済、教育、文化、芸術活動等を行い、地域の活性化に寄与します (2)町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め地域住民と協調し生活します	<input type="checkbox"/>
見学について	現地見学は原則平日開庁日です(平日の来町が難しい際は別途ご相談ください)	<input type="checkbox"/>
	地図等で物件を特定する等、個人での現地確認行為はご遠慮ください	<input type="checkbox"/>
	冬期間(例年11月下旬～4月頃まで)は積雪により空き家の見学が困難となるため原則お断りしています	<input type="checkbox"/>
利用申込	見学後、利用を申し込みたい物件があった場合は利用申込の提出が必要です	<input type="checkbox"/>
	現住所において市町村税を滞納していない(滞納がある場合は利用できません)	<input type="checkbox"/>
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関係を持っていない	<input type="checkbox"/>
	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に規定する観察処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員でない	<input type="checkbox"/>
	所有者との交渉の中で成約に至らない場合もありますので予めご了承ください	<input type="checkbox"/>
契約交渉について	登録物件の交渉等について町が関与することはありません	<input type="checkbox"/>
	発生したトラブル等は当事者間で誠意をもって解決する必要があります	<input type="checkbox"/>
	契約について町が仲介行為を行うことはありません ※当事者間で直接するか不動産業者へ仲介を依頼する方法があります	<input type="checkbox"/>
	希望者は町が協定を結ぶ県の宅建協会を介し不動産業者に仲介を依頼できます ※契約が成立した場合は宅建物業法の規定による報酬の支払いが必要です	<input type="checkbox"/>
その他	バンク制度にて知り得た個人情報については適切に管理(処分)してください	<input type="checkbox"/>
	【町外利用希望者の場合】 移住コーディネーターから町についての説明を受け理解しました または、今後説明を受ける予定があります ※日程: 年 月 日、担当移住コーディネーター名() 【主な説明事項】 ・只見町の特別豪雪地帯という地域性等について ・区費や普請(共同作業)等、集落の決まり、物件の管理について	<input type="checkbox"/>